

事 務 連 絡

平成28年3月31日

各市町村教育委員会教育長 }
各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

首都圏の高速道路料金の改定について (通知)

平成28年4月1日(金)から首都圏の高速道路料金を変更となります。

通勤手当認定上、高速道路を利用する経路で認定を受けている職員がいる場合は、利用する料金額に変更がないか確認してください。料金額が変更になる場合は、届出が必要(教職員課への協議は不要)になりますので、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

なお、主な改正の概要は下記のとおりです。

記

1. 首都圏内の料金水準の整理・統一

圏央道を含むその内側の高速道路の料金水準を距離に応じた「高速自動車国道の大都市近郊区間」の水準に統一される。

2. 起終点を基本とした料金設定

圏央道や外環道の利用を促すために、ETC車の場合、出発地から目的地まで、どの経路で利用しても、起終点間の最短距離の料金となる。

3. ETC2.0 割引

圏央道(新湘南バイパスを含む)の対象区間を、ETC2.0 車載器を登載して利用した場合に、料金が割引される。

※ 改正の詳細については、

http://www.driveplaza.com/info/detail/syutoken_seamless/?media=dpbnr&page=top&pos=topics1 (ドラぷら) を参照してください。

担当：埼玉県教育局 教育総務部
教職員課 制度・指導担当